

卸売市場関係者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

～市場使用料も対象です～

ポイント

家賃支援給付金は、卸売市場において事業活動を行う卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が支払う**市場使用料も対象**となります。

対象となる方

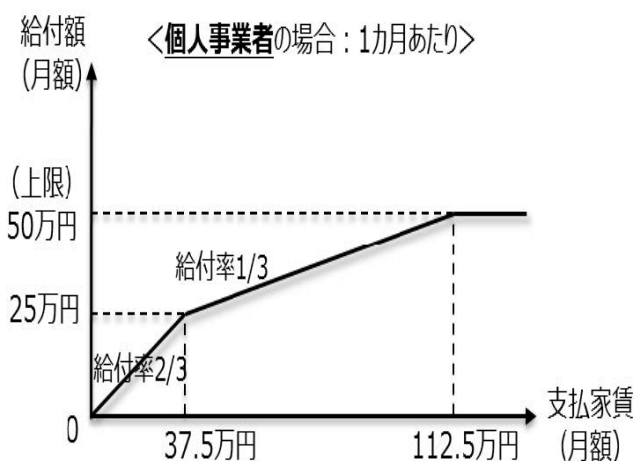
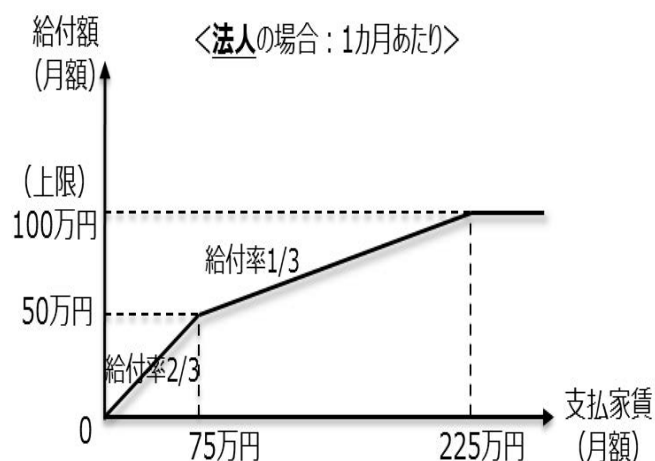
中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5～12月において以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① いずれか**1か月の売上高**が前年同月比で**50%以上減少**
- ② 連続する**3か月の売上高**が前年同期比で**30%以上減少**

給付額

申請時の直近に支払った市場使用料（月額）に基づき算出される**給付額(月額)**の**6か月分**が支給されます。

〔上限額〕法人：600万円、個人事業者：300万円



※申請手続については裏面を御覧ください。

! 「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請方法

パソコンやスマートフォンによるweb上での申請

(web上での申請が困難な場合は、申請サポート会場をご利用ください。)

申請に必要な書類

① 中央卸売市場又は公設地方卸売市場の場合〔以下の②以外に必要なもの〕

- ・本ガイドラインに適合している旨の書類（宣誓書）
- ・業務規程等の市場使用料の単価等を規定する条文の抜粋
- ・市場施設使用指定書又は市場施設使用許可書の写し（使用指定等が団体に対するものである場合は当該団体のもの）（又はこれに代わるものの写し）〈賃貸借契約書の写しに代えて〉
- ・納入通知書兼領収書の写し（原則直前3か月間）（複数ある場合は明細の写し）（又はこれに代わるものの写し）〈賃料の支払い実績を証明する書類に代えて〉
- ・卸売市場開設者の担当部署の連絡先

② 第三セクター市場又は民設市場の場合

- ・申請にもちいる売上げが減った月と比較するすべての事業年度の確定申告書類
〔個人：申請にもちいる売上げが減った月と比較する2019年分の確定申告書類〕
- ・申請にもちいる売上げが減った月の売上台帳 など
- ・原則直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
- ・給付金の振り込みをする口座情報
- ・賃貸借契約書の写し
- ・誓約書
- ・（個人は別途）本人確認書類の写し

申請期間

✓ 令和2年7月14日から令和3年2月15日まで

※ 2021年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、2021年2月15日（月）24時まで申請期限が延長されました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2月15日の申請期限までに申請を完了してください。

✓ 申請は、家賃支援給付金ホームページをアクセス！

家賃支援給付金

検索



まずはこちらに相談！

家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

<受付時間> 8:30 ~ 19:00

※8/31までは全日、9/1以降は平日・日曜日対応(土曜日・祝日を除く)

<このパンフレットに関するお問合せ先>

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室

TEL：03-3502-8237（直通）（担当：松嶋、前田）